

公益社団法人奈良市観光協会マスコットキャラクター「しかまろくん」無償使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人奈良市観光協会マスコットキャラクター「しかまろくん」(以下「しかまろくん」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の使用とは原則として奈良市の観光振興を目的とすることを想定し、公益社団法人奈良市観光協会がこれを支援することを念頭に置く。

(定義)

第2条 この要綱において「しかまろくん」とは、公益社団法人奈良市観光協会(以下、「協会」という。)が著作権を有している商標登録第5557124号、商標登録第5629677号並びにこれらを展開したものとする。

(使用承認の申請)

第3条 「しかまろくん」を使用しようとする者(以下、「使用者」という。)は、あらかじめ公益社団法人奈良市観光協会マスコットキャラクター「しかまろくん」イラスト使用承認申請書(様式第1号の3)(以下、「申請書」という。)に必要書類を添えて使用開始を希望する2週間前までに、公益社団法人奈良市観光協会会長(以下、「会長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- ①国又は他の地方公共団体及び協会が、広報及びそれに準ずる業務の目的で使用するとき
- ②国、他の地方公共団体又は協会の後援名義を得ているとき
- ③学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき
- ④新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用するとき
- ⑤報道関係機関以外(機関紙や地域広報紙など)で、会長がその使用目的を前号に準ずるものと認められるとき
- ⑥協会会員が使用するとき。ただし、営利を目的とするときは除く
- ⑦その他会長が適当と認めたとき

2 前項の申請に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(使用届出書の提出)

第4条 前条第1項ただし書の場合において、使用者は別に定める使用届出書(以下、「届出書」という。)にて「しかまろくん」の使用開始を希望する2週間前までに、会長に使用内容について届出をしなければならない。

2 会長は前項の届出書の内容がこの要綱の規定に反することが発覚した場合は、第7条の承認の取消をすることができる。

(使用承認基準)

第5条 会長は、第3条第1項の規定による申請があった場合、その内容が次の各号に該当する場合を除き、「しかまろくん」の使用を承認する。

- ①「しかまろくん」のイメージを傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがあるとき
- ②奈良市のPRという趣旨に反する恐れがあるとき
- ③奈良市及び協会の信用及び品位を害するものと認められるとき
- ④特定の政治、思想、宗教活動に利用されるおそれがあるとき
- ⑤特定の政治、思想、宗教を支援し、または支援しているような誤解を与えるおそれがあるとき
- ⑥特定の個人又は団体を後援しているような誤解を与えるおそれがあるとき
- ⑦特定の個人又は団体等の売名に利用されるおそれがあるとき
- ⑧不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき
- ⑨協会の事業又は協会が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがあるとき
- ⑩法令や公序良俗に反するおそれがあるとき
- ⑪この要綱の規定に従わないおそれがあるとき
- ⑫その他承認することが不相当と認められるとき
- ⑬営利を目的とするとき。ただし、当該利用が奈良市のPRや観光振興に寄与すると会長が認めた場合を除く

2 会長は、前項の規定に基づき使用を承認した場合、使用承認書(様式第2号)により、使用を承認しなかった場合、使用不承認通知書(様式第3号)により、使用者に通知する。

3 会長は、本条第1項の規定により承認する場合において、条件を付することができる。

(デザイン承認)

第6条 「しかまろくん」のデザインは、別紙ライセンス使用ガイドライン(無償編)(以下、「ガイドライン」という。)に沿ったものでなければならない。

(承認の取消)

第7条 会長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第1項の使用承認の取消、又は是正のための措置をとることができる。

- ①この要綱に違反した場合
- ②第5条第1項各号のいずれかに該当、又は第9条に違反していると認められる場合
- ③第5条第3項の条件に違反した場合
- ④その他会長が取り消すことが適当と認めた場合

2 会長は、前項の規定により承認取消、又は是正措置を受けたものに対し、当該措置に係る物品や電子データ等の各種成果物(以下、「成果物」という。)の使用停止及び回収、非公開を求める等の適切な対応をとることができる。

3 会長は、承認を得ずに「しかまろくん」を使用している者又は使用しようとしている者に対して、その成果物の使用停止及び回収、非公開を求める等の適切な対応をとることができる。

4 前2項の対応に係る回収費用その他一切の費用は使用者の負担とする。

5 会長は、本条第1項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

6 本条第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認により作成された成果物をいかなる場合であっても使用してはならない。

(損害賠償)

第8条 使用者は、その使用により協会に損害を生じさせたときは、その損害額を賠償しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用者は、「しかまろくん」を届出、又は承認された用途のみに使用しガイドラインに定める使用条件及び以下の各号を遵守し、会長が特に認めた場合を除き、改変等を行わないことを確約する。当該使用を原因とする事故に対しては、会長は一切の責任を負わないものとする。

- ①「しかまろくん」のイメージ、信用性等損なうことがないように適正に使用するとともに安全性、品質についても十分配慮すること。
- ②成果物の利用に当たり、事故等が発生しないように万全の配慮を行うこと。
- ③成果物の使用に際して関係する各種法令を遵守すること。

(承認事項の変更)

第10条 使用者が使用承認の内容を変更しようとする場合、別紙「使用について」に記載のある変更内容に合わせて、あらかじめ使用変更承認申請書(様式第6号の2)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、変更を承認するときは使用変更承認書(様式第7号)を、承認しないときは使用変更不承認通知書(様式第8号)をそれぞれ交付するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第11条 使用者は、「しかまろくん」を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸することができない。

(損失補償等の責任)

第12条 会長は、「しかまろくん」の使用に係る損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、「しかまろくん」の無償使用の取扱いについて必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

この要綱の施行をもって、公益社団法人奈良市観光協会マスコットキャラクター「しかまろくん」使用要綱（平成25年5月1日施行）はその効力を失う。